

（再帰反射材）

第41条の3 平成19年7月31日以前に製作された自動車については、保安基準第38条の3並びに同条の規定に基づく細目告示第55条の2、第133条の2及び第211条の2の規定は、適用しない。

- 2 平成19年7月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添105 別紙6中5.及び7.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第89号）による改正前の細目告示別添105 5.の規定に適合するものであればよい。
- 3 平成23年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添52 4. 22. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第1203号）による改正前の細目告示別添52 4. 22. の規定を適用することができる。この場合において、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難な自動車にあつては、同告示別添52 4. 22. 3. 3. 中「80%以上」とあるのは「60%以上（特別に複雑な自動車の設計又は付属品を有するものにあつては少なくとも40%以上）」と読み替えることができる。
- 4 平成23年12月31日以前に製作された自動車の再帰反射材の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第38条の3第3項の告示で定める基準は、細目告示第133条の2第3項及び第211条の2第3項の規定にかかわらず、次に適合するものであればよい。この場合において、再帰反射材の反射部、個数及び取付位置の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
 - 一 線状再帰反射材は、以下の基準を満たすものとする。
 - イ 地面にできるだけ平行に取り付けること。
 - ロ 当該自動車の長さ及び幅の80パーセント以上（自動車の構造上、再帰反射材をそれらの80パーセント以上に取り付けることができない場合においては、60パーセント以上（特別に複雑な自動車の設計又は付属品を有するものにあつては少なくとも40パーセント以上））を識別できるように取り付けること。
 - ハ 不連続の場合、それらのすべての間隔は最も短いものの長さの50パーセントを超えないこと。
 - ニ 下縁の高さが地上0.25メートル以上となるように取り付けること。
 - 二 輪郭表示再帰反射材は、以下の基準を満たすものとする。
 - イ 地面にできるだけ平行又は垂直に取り付けること。
 - ロ 当該自動車の側面及び後面の輪郭をできるだけ正確に識別できるように取り付けること。
 - ハ 不連続の場合、それらのすべての間隔は最も短いものの長さの50パーセントを超えないこと。
 - ニ 当該自動車の最下部に取り付けるものは、その下縁の高さが地上0.25メートル以

上となるように取り付けること。

三 特徴等表示再帰反射材は、その他の灯火等の効果を阻害しないように、当該自動車の側面の輪郭表示再帰反射材の内側にのみ取り付けること。

5 平成23年12月31日以前に製作された自動車であって、自動車の構造上、再帰反射材を取り付けることが困難な自動車にあつては、細目告示第133条の2第3項第4号及び第5号並びに第211条の2第3項第4号及び第5号並びに別添52 4. 22. 5. 1. 2. 及び4. 22. 5. 2. 2. 中「79%以上」とあるのは「60%以上（特別に複雑な自動車の設計又は付属品を有するものにあつては少なくとも40%以上）」と読み替えることができる。

6 平成23年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添105の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添105の規定に適合するものであればよいものとする。

7 平成19年8月1日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示別添105別紙6 5. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1217号）による改正前の細目告示別添105別紙6 5. 2. の規定に適合するものであればよい。

8 保安基準第38条の3第3項及び細目告示第55条の2第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。

9 保安基準第38条の3第3項及び細目告示第55条の2第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。

10 次に掲げる自動車については、別添52 4. 22. 2. 及び4. 22. 5. 2. 1. 1. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の別添52 4. 22. 2. 及び4. 22. 5. 2. 1. 1. の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第150号」とあるのは「協定規則第150号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

一 令和8年8月31日以前に製作された自動車

二 令和8年9月1日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と再帰反射材の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示【2023. 1. 4】

第41条の3（再帰反射材）